

第三セクター等改革推進債経過措置の方針

総務省「第三セクター等のあり方に関する研究会」は、9月17日に「中間まとめ」を行い、2013年度までの時限措置となっている第三セクター等改革推進債の起債期限の延長自体は行わないことを決定する一方、経過措置としての起債を認める必要最低限の措置を行うことを明確にしている。

中間まとめでは、現在推進している第三セクター等の抜本的改革は、5年間で集中的に行うものとされ、全国的には一定の成果を上げてきたと評価している。第三セクター等の抜本的改革が進捗した理由としては、第1に各地方自治体が財政健全化法の施行を踏まえ、議会・住民への情報開示や監査制度の活用を進めながら、真摯な取組を進めて来たこと、第2に第三セクター等の抜本的改革を行うための手段として、地方財政法の改正により時限的に措置された特例措置である第三セクター等改革推進債が、有効に活用されてきていることを指摘している。一方で、第三セクター等に対して行う損失補償・債務保証や貸付金等が、未だに相当の規模にのぼる地方自治体も依然として存在していることを提示し、また、これまでに第三セクター等の抜本的改革に着手しながら、何らかの事情により2014年3月末までに整理・再生を行うことができない地方自治体や、第三セクター等に係る多大な財政的リスクを抱え、抜本的改革に取り組むことが必要であると思われるにも関わらず、未だに取り組んでいない地方自治体も散見されるところであるとしている。

このような経緯を踏まえ、中間まとめは、第三セクター改革の全国的な抜本的改革の推進は、当初の予定通り2014年3月末までで一区切りとすることが適当としている。これに伴い、第三セクター等の抜本的改革を行うための手段として、時限的に措置された特例措置である第三セクター等改革推進債についても、延長は行わないことが妥当と結論づけた。しかし、第三セクター等の抜本的改革は、多数の関係者との調整が必要となるため、着手から完了(第三セクター等の整理・再生)までに予想を上回る時間を必要とする場合があることを踏まえれば、経営が悪化している等の状況にあり、多額の損失補償・債務保証や貸付けを行っている第三セクター等について、抜本的改革に着手していながら何らかの事情により2014年3月末までに抜本的改革を完了させることが間に合わなかった地方自治体に対しては、必要最低限の経過措置を特例的に講じることもやむを得ないとしている。これを受けて総務省は、来年度に向けた地方財政法改正案についてその内容を具体化することになる。第三セクター等改革推進債の延長は、知事会、山梨県、京都府等地方自治体からも要望が提示されてきたところである。

また、研究会は今後、公益性と企業性を併せ持つ第三セクター等が地域において求められる役割は、これまで以上に重要性を増すことが見込まれるとした中で、第三セクター等が求められる役割を継続的に果たすことができるようにするため、各地方自治体は、全国的に第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進する期間が終了した後の2014年4月以降においても、自らの判断と責任において第三セクター等の経営健全化に取り組むことが必要であるとしている。とくに、未だに第三セクター等に係る財政的リスクを正確に把握していない地方自治体や第三セクター等に係る財政的リスクが潜在的に極めて高い水準に達している場合は、速やかに抜本的改革を含む取組、具体的には、第三セクター等に係る財政的リスクを正確に把握し、それに対応する適切な措置を講じることが必要であるとしている。一方で研究会は、第三セクター等が地域において果たすべき役割、それを果たすために有効な手法、留意点等について検討を行い、その結果を取りまとめることとし、第三セクター等の経営悪化により地方公共団体が多額の負担を負うという過ちを繰り返さないようにすることも重要であることから、必要な留意点等についてもあわせて検討を行うこととする。

「中間まとめ」の詳細については本フォーラム「政策研究9月号論文・三セク等改革推進債延長問題・研究会中間まとめ」を参照して下さい。